

笹目コミュニティセンターの施設利用等について

令和4年3月18日 適用

県による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置の終了を受けた「戸田市の方針」に従い、笹目コミュニティセンター「コンパル」の施設利用等について、下記のとおり実施いたします。

記

令和4年3月23日以降は、徹底した感染防止対策を十分に講じることを条件に開館します。

○入場者が密集しないよう、入場者の人数管理・人数制限を行うことがあります。

○人数や利用方法等について、施設の状況に応じて、一定の制約を設ける場合があります。

○施設の利用にあたり、競技団体等の定めるガイドラインに則るなど、感染リスクが高まらないように対策を徹底してください。

○今後の感染状況により予告なく開館等状況が変更になる場合があります。
(詳細については、コンパルホームページをご覧ください)

※当施設内において、感染リスクの高まる行為は禁止とします。三密を避け換気等に留意願います。

【 笹目コミュニティ協議会 】